

別表「対象世帯及び奨励金交付額」

区分	対象世帯	奨励金交付額	必要書類
1. 生活保護世帯	申請者もしくはその保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護を受けている世帯。	研修機関入所の際に納付すべき研修費用と70万円を比較して、何れか低い額。	市区町村長又は福祉事務所長が発行する「生活保護受給証明書」。
2. 非課税世帯	申請者もしくはその保護者の住民税が非課税である世帯。	同上	市区町村長が発行する「非課税証明書」もしくは全ての「源泉徴収票」（後日「非課税証明書」を提出）。なお、保護者の配偶者に収入があつて配偶者控除がない場合、又は保護者が自営業であつてその配偶者が青色事業専従者の場合には、配偶者の「非課税証明書」も必要。
3. 均等割世帯	申請者もしくはその保護者の住民税の課税が均等割のみである世帯。		
4. 給与所得世帯もしくは給与所得以外の世帯	申請者もしくはその保護者の源泉徴収票の支払金額が273万円以下の者。 2人世帯332万円以下 3人世帯391万円以下 4人世帯491万円以下 5人世帯495万円以下の者。 給与所得以外の世帯は申請者もしくはその保護者の所得証明書等の所得金額が208万円以下の者。 2人世帯267万円以下 3人世帯326万円以下 4人世帯426万円以下 5人世帯430万円以下の者。 上記以外は事務局にて審査。	研修機関入所の際に納付すべき研修費用の1/2と70万円を比較して、何れか低い額。	市区町村長が発行する「所得証明書」又は「課税証明書」もしくは給与収入額全ての「源泉徴収票」（後日「課税証明書」を提出）。なお、保護者もしくは保護者の配偶者に収入があつて配偶者控除がない場合、又は保護者が自営業であつてその配偶者が青色事業専従者の場合には、配偶者の「課税証明書」も必要。

5. その他、協会会長が特に認めた者		研修機関入所の際に納付すべき研修費用と70万円を比較して、何れか低い額。	協会が必要と認める書類。
--------------------	--	--------------------------------------	--------------

注釈) 例示として、1～3. は自治体で認定する貧困家庭。「5. その他、協会会長が特に認めた者」については、その都度、実施要領で定めた基本方針に該当するかを慎重に検討し、決裁を仰ぐ事項であり、例えば、親権者がなく、中学卒業後施設等から研修機関に入所した者等を想定している。